

令和7年度の保険料のお知らせ

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

保険料額決定通知書は
お住まいの市(区)町村から
7月中旬に送付します

★令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間の保険料額となります。
★年度の途中で新たに被保険者になったとき、または年度の途中で被保険者でなくなったときは、月割りで計算します。

保険料率は
令和6年度と変更ありません

★保険料を決める基準である保険料率(「均等割額」と「所得割率」)は2年ごとに見直され、千葉県内で均一です。
★保険料は個人単位で決定します。

年間保険料額
(限度額80万円)

=

均等割額
1人当たり 43,800円

+

所得割額
賦課のもととなる所得金額※×9.11%

被保険者全員が均等に負担します

被保険者の前年の所得に応じて負担します

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料の軽減措置が
一部変更になります

★後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置があります。
★令和7年度は、均等割5割軽減および2割軽減の対象世帯の軽減判定所得基準が拡大されます。

◎軽減判定所得基準

令和6年度

軽減割合	軽減判定所得※1基準
5割軽減	43万円+(29.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2
2割軽減	43万円+(54.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2

令和7年度

軽減割合	軽減判定所得※1基準
5割軽減	43万円+(30.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2
2割軽減	43万円+(56万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2

◎令和7年度軽減判定所得基準

軽減判定所得※1基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	7割軽減	13,140円/年
43万円+(30.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	5割軽減	21,900円/年
43万円+(56万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	2割軽減	35,040円/年

- ※1 ●均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。
●専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
●65歳以上(1月1日時点)の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得の金額から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。
●軽減判定の基準日は毎年4月1日です。(年度途中で新たに被保険者となった場合は、その日となります。)
- ※2 世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。
①給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える。
②65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入が125万円を超える。
③65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える。

軽減の申請手続きは不要です 軽減判定の対象となる方の所得情報が無い場合には、所得の申告が必要となる場合があります。

高額介護合算療養費の申請書を発送します

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

令和5年8月1日～令和6年7月31日の医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額を計算し、支給対象となる可能性が高い方には、令和7年4月頃に広域連合から高額介護合算療養費の申請書を発送する予定です。

以下の場合は支給申請の案内が届かないことがあります。

- 対象期間に千葉県外から転入した
 - 他の健康保険から後期高齢者医療制度に加入した
- ※高額療養費や高額介護サービス費として払い戻された額は含みません。

お住まいの
市(区)町村に
お問い合わせ
ください